

「お試し移住リモートワーク事業」実施業務委託仕様書

1 委託業務名

「お試し移住リモートワーク事業」実施事業

2 事業概要

本県への移住を検討している方に、本県でリモートワークを実施してもらい、滞在期間中に本県の魅力を体感してもらうことで関係人口を創出し、将来の移住に繋げるなど、都市部から本県への人の流れを創出する。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

本事業は、参加者本人10名、随同行家族20名を上限とする。

(1) リモートワーク実施可能施設の情報集約

リモートワーク可能な通信環境を有する施設（コワーキングスペースや宿泊施設）の情報を集約し、参加者希望者が実施場所を選択するためのチラシ等を作成すること。

(2) 参加希望者の申込み受付・各種調整

参加希望者からの申込みを受け付け、参加決定者との受入日程や参加レポートに係る調整を行うとともに、受入期間中に本県の魅力を体験してもらうプログラムを実施してもらうため、リモートワーク施設又は宿泊施設と調整を行うこと。（本県の魅力体験プログラムを実施するリモートワーク施設又は宿泊施設に対しては、本人及び随同行家族1人当たり5千円を助成すること。）

(3) 参加レポートのとりまとめ

参加者から実施期間中のアンケートやレポートをとりまとめること。なお、参加レポートの様式については別途県で作成する。

なお、提出されたレポートや写真については、県の情報発信に活用する旨了解を得た上でとりまとめること。

(4) 謝金の支払い

上記(3)の参加レポートを提出した参加者に対し、参加者本人5万円、随同行家族がいる場合は家族1人当たり2万円を支給すること。なお、支給する際には源泉徴収

した上で支払うこと。

(5) 事業完了報告書等の作成

事業終了後、速やかに次の報告書を作成し提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 参加者の属性（性別・年齢・職業等）
- ⑤ 魅力体験プログラムの内容及び実績
- ⑥ アンケート結果
- ⑦ 収支報告等

※なお、本事業により新たに製作した制作物の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

5 再委託について

真にやむを得ないと県が認める場合を除き、再委託を行ってはならない。

また、再委託を行う場合は、事前に県の許可を受けた上で再委託することとし、再委託業者との連携を密にし、事業進捗管理や個人情報保護の徹底を指導すること。

6 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年以内に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約締結後5年間は保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (5) 新型コロナウイルスの状況によっては、当該事業の実施について、延期や中止等の判断をする可能性があることから、適宜県の判断に従うこと。

なお、当該事業の委託に当たっては、精算払により委託事業者へ支払うこととしているが、延期や中止等の判断をした場合には、判断までに実施した事務等に係る経費については県が負担するものとし、その他の経費については県と協議の上精算すること。